

院内掲示

保険医療機関における掲示（施設基準等）

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について、掲載を行っております。

【外来・在宅ベースアップ評価料（I）】

【入院ベースアップ評価料】

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料」を算定しています。

※ 本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【外来・在宅物価対応料】

【入院物価対応料】

当院では、診療報酬点数表に基づき昨今の物価高騰に対応し、医療を安定的に継続するため、「外来・在宅物価対応料」、「入院物価対応料」を算定しております。

【明細書発行加算】

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

発行を希望されない方は、受付にてお申し出ください。

【医療情報取得加算】

当院はオンライン資格確認を導入しています。

受診歴・薬剤情報・健診結果などを活用し、適切な診療を行います。

マイナ保険証のご利用を推奨しています。

【電子的診療情報連携体制整備加算2】

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っております。今後電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しております。

初診時 月1回 9点 再来 月1回 2点

【一般名処方加算】

現在、一部の医薬品について供給状況が不安定なことから、当院では処方せんの交付にあたり一般名にて薬剤を記載しています。一般名で処方することで、調剤薬局において同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、不安定な供給状況の緩和の一助となり得ます。

また令和6年10月より長期収載品について、医療上の必要性が認められない場合で、患者さんが長期収載品を希望する場合は選定療養となります。一般名処方にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【時間外対応加算 1】

当院では通院中の患者さんに対し、診療時間外に緊急の相談がある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えております。診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

緊急時の連絡先：011-381-8008（代表）

対応可能時間：上記番号にて24時間対応

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての方が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。

【二次性骨折予防継続管理料】

当院では骨粗鬆症の治療による二次性骨折の予防を推進するため、該当患者さんへ「二次性骨折予防継続管理料」を算定しております。

○二次性骨折予防管理料1：入院（入院中1回） 1,000点

骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折を発症し入院治療を行っている患者様に二次性骨折予防継続管理料1を算定しております。骨粗鬆症が原因で起こる骨折（二次性骨折）を予防するため、多職種（医師・看護師・理学療法士など）が連携して、骨折の評価および治療、転倒予防のための継続的な指導を行っております。

○二次性骨折予防管理料3：外来（1年を限度として月1回） 500点

外来において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療を実施された患者様へ、「二次性骨折予防継続管理料3」を算定しております。

※長期処方への対応

当院では、患者さんの状態に応じて「28日以上長期投薬を行うこと」の対応は可能です。

なお、長期処方の交付が対応可能かについては、患者さんの病状に応じて医師が判断します。

【運動器リハビリテーション科（I）】

当院は厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて、運動器リハビリテーション科（I）を算定しております。

1 単位 20 分 185 点



